

# 放射能汚染食品許容制限値（基準値） 国際比較

2012.3.5作成

※単位は全てBq（ベクレル）/リットルまたはkg ※規制品目が多い場合、代表的品目を選んだ。

※代表的品目について 代表的品目はその国の食生活環境によって食物が大きく違います。例えば日本では代表的品目は「米」ですが、ウクライナ・ベラルーシでは「パン・パン菓子類」になります。またジャガイモは寒冷地でも育つ作物であり農業国のウクライナやベラルーシでは大量に消費します。「魚・魚介類」はさて重要品目ではないのですが、日本では重要品目になります。

食品名	セシウム137	ストロンチウム90	備考		
<b>日本（厚生労働省）暫定規制値（2011年3月～2012年3月）</b>					
飲料水	200	規制なし	用語は「 <b>規制値</b> 」。規制はセシウム137と134の合計で項目名は「放射性セシウム」。『100 Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しない』の但し書きがついている。他に「ウラン」「ヨウ素131」「プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種」の規制がある。		
牛乳・乳製品	200	規制なし			
野菜類・穀類	500	規制なし			
肉・卵・魚・その他	500	規制なし			
<b>日本（厚生労働省）暫定基準値（2012年4月1日から実施予定）</b>					
飲料水	10	規制なし	用語は「 <b>基準値</b> 」。規制はセシウム137と134の合計で項目名は「放射性セシウム」。米・肉は経過措置として2012年9月末まで500Bq、大豆は2012年12月まで500Bqが事実上の規制値。		
牛乳	50	規制なし			
乳児用食品	50	規制なし			
一般食品	100	規制なし			
<b>EU（欧州共同体）理事会暫定指令（フクシマ指令）による制限値（2011年4月～）</b>					
乳幼児用食品	200	75	用語は「 <b>制限値</b> 」。本来は福島原発事故を受けて日本からの輸入食品に対する規制値で「フクシマ指令」と呼ばれている。しかし実質的にはこれが現在EUでの規制値となっている。従ってこの制限値は「暫定」とされている。他に「ヨウ素131」「プルトニウムなどの超ウラン元素」の規制がある。規制はセシウム137と134の合計で項目名は「放射性セシウム」		
牛乳・乳製品	200	125			
その他食品（流動食のぞく）	500	750			
流動食	200	125			
<b>ベラルーシの制限値（1999年4月26日/2001年/2006年改正現行）</b>					
飲料水	10	0.37	用語は「 <b>制限値</b> 」。1986年のチェルノブイリ事故で国土の大半が放射能に汚染。食物摂取による内部被曝で大きな被害が出た。そのため1999年に本格的な放射能汚染食品規制を実施した。2001年、2006年と改正を加え現在に至っている。		
牛乳・乳製品	100	3.7			
カッテージチーズ・同加工製品	50	規制なし			
ジャガイモ	80	3.7			
パン・パン菓子類	40	3.7			
野菜・畑野菜	100	規制なし			
乳幼児食品	37	1.85			
<b>ウクライナの許容レベル（1997年6月25日/2006年改正現行）</b>					
飲料水	2	2	用語は「 <b>許容レベル</b> 」。1986年のチェルノブイリ事故で国土の3/4が放射能に汚染。（チェルノブイリ原発はウクライナ領土内にある）食物摂取による内部被曝で大きな被害が出た。このため1997年本格的な放射能汚染食品規制を実施、2006年の改正(PL-2006)を経て現在に至っている。		
牛乳	100	20			
カッテージチーズ	100	20			
卵	100	30			
魚	150	30			
野菜	40	20			
ジャガイモ	60	20			
ジャム	140	20			
穀物	50	20			
パン・パン菓子類	20	5			
乳幼児食品	40	5			
<b>ドイツ放射線防護協会が推奨する制限値（未実施）</b>					
<b>食品1kgあたりセシウム137の制限値</b>		<b>食品1kgあたりの制限値</b>			ドイツ放射線防護協会は民間の科学者団体。ドイツは2001年に放射線防護令を施行。公衆の年間被曝線量を上限0.3mSvとするなど独自の放射線防護基準を有しているが、この推定値はドイツ放射線防護令の規定を厳密に計算して算出したもの。
乳児（1歳以下）	5.0	核種	大人全体	こども全体	
幼児（1歳超から2歳以下）	10.7		セシウム137	8	
こども（2歳超から7歳以下）	11.5	セシウム134	8	4	
こども（7歳超から12歳以下）	8.3	ストロンチウム90	0.4	0.2	
青少年（12歳超から17歳以下）	5.7	プルトニウム239	0.04	0.02	
大人（17歳超）	7.7				

**【資料の出典】**

- 2012年3月までの厚生労働省「暫定規制値」については2011年3月17日付け厚生省「放射能汚染された食品の取り扱いについて」を参照。
- 2012年4月1日施行予定の「新基準値」については『乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等について（概要）』（厚生労働省2011年12月22日）を参照。
- EU理事会指令暫定制限値については「ドイツ・フードウォッチレポート あらかじめ計算された放射線による死：EUと日本の食品放射能制限値」（2011年 ベルリン）18pを参照。
- ベラルーシの制限値は同上レポート、付属文書1表2（32p）を参照。
- ウクライナの許容レベルは同上レポート付属文書1表1（31p）及びウクライナ緊急事態省報告「チェルノブイリ事故後25年：未来へ向けての安全」の英文テキスト（2011年4月キエフ）9pを参照
- 「ドイツ放射線防護協会が推奨する制限値」は同上「フードウォッチレポート」の「5. ドイツ放射線防護令から演繹される制限値」（27p）を参照。



調査・作成・編集：市民グループ「変えよう！被曝なき世界へ 市民アライアンス」

事務局：〒733-0022 広島市西区天満町13-1-709 電話 082-297-7145 E-mail: crew\_office@hiroshima-net.org http://hiroshima-net.org/cat-crew/